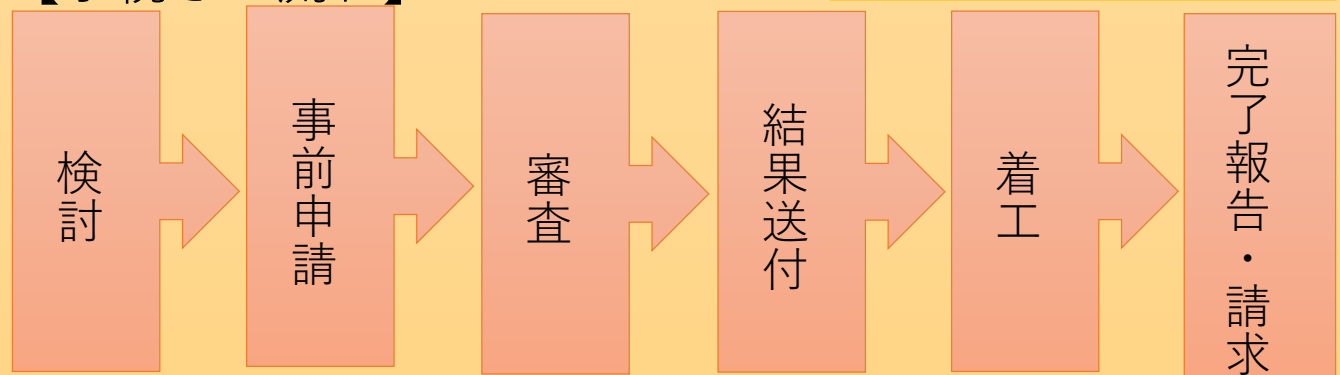


はじめての 介護保険の住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、
要介護区分に関係なく**上限20万円まで**に住宅改修費が支給
されます（**自己負担1～3割**）。

費用が20万円かかった場合、
2～6万円が自己負担です。

【手続きの流れ】



※工事の前に保険給付の対象となるかどうかをケアマネジャーか葦崎市長寿介護課の窓口にご相談しましょう。

「介護保険料を納めているから介護保険の住宅改修が利用できるはず」とは限りません。**財源は介護保険料と税金です！**
適正な価格で目的をもった住宅改修が対象となります。



介護保険の対象となる工事の例

●
手すりの
取付け

●
段差や傾斜の
解消

●
扉の取り替え、
扉の撤去

●
滑りにくい・
移動しやすい
床材への変更

●
和式から
洋式への便器の
取り替え

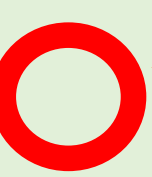
●
屋外部分の改修
工事も給付の対
象となる場合が
あります

介護保険の住宅改修

事前に押さえておきたい

3つのポイント!

1 一般的な住宅改修(リフォーム)とは異なります!



- 本人が畳のふちにつまづいて転倒するので、フローリングに張り替えたい。
- 本人が車いすを自走するので、玄関ポーチのスロープは緩やかに長くしたい。
- 本人の足腰が弱くなってきたので、和式便器から洋式便器に換えたい。
- 開き扉の開閉時にバランスを崩してしまうので、引き戸に替えたい。



- 畳が古くなったから、フローリングに張り替えたい。
- 玄関ポーチに付けるスロープは正面では見栄えが悪いから、横につけたい。
- 古いトイレなので、使い勝手のよいウォシュレットに替えたい。
- 衣替えの時期に2階から衣類を持ってくるので、階段に手すりを付けたい。

2 《今》の状況が大切です!



- 本人がトイレに這って行っているので、廊下に手すりを付けたい。



- 将来、車いすを使うことになるから床の段差解消をしたい。
- 介護している自分たちも使うから、手すりも付けたい。

3 介護のためのはっきりとした《目的》が必要です!



- こだわって建てた家だから、高価な材料を使って改修したい。
- 補助が出るなら、この際、補助金の範囲でできる住宅改修を全てしたい。

「あの家でやったからうちでもできるはず」とは限りません。個人の身体状況や住宅環境は異なります!

